

2022年度 第2回九大本番レベル模試（文学部）

国語 採点基準

教務部 国語科

全問題に共通する基準

国語の答案については次のように採点します。

- 1 次の各項に該当するものは、配点はないものとし、形式上の不備として、その設問の得点から一箇所について1点ずつ減点します。ただし、配点を越える減点はしないこととします。
 - a 誤字脱字。同じ漢字を複数回誤っても同一の大問の中では2回目以降はカウントしないこととします。脱字は一箇所につき1点の減点とします。
 - b 文を記述する設問で文末の句点の抜けている場合も脱字とし1点減点します。
 - c 字数指定のあるとき、最後のマス目まで文字が書いてある場合も脱字とし1点減点します。
 - d 字数指定のあるとき、最後のマス目に文字と句点を同居させている場合。これは本来字数超過で3bから0点とすべきですが脱字とし1点の減点に留めます。
 - e 字数指定のあるとき、一マスに記述記号と文字を同居させたり、あるいは吹き出し用いたり二重線で消したりするなど、解答欄を不適切に用いたものは、原則としてそれぞれ1点の減点としてください。
 - f 不適切な文末処理。たとえば「…とはどういうことか？」という問いに体言で結んでいないもの。また、理由が問われているのに、「から」「ので」などで結んでいないものなど。ただし、「ことである。」などの表現も「こと」で結んでいるものと認めます。また、「から」で結んでいるものと認めます。
- ※文末の処理の仕方について各大問・各設問で異なる指示がある場合があります。不問とする場合もあれば配点されている場合もあります。

2 次の各項に該当するものは、部分点の要素があっても、その設問の得点を0点とします。

- a 答案が解答欄の欄外にはみ出しているもの。
- b 字数指定のある設問で、字数をオーバーしたものの。
- c 説明問題で、解答が途中で終わっているもの。

3 それ以外の記述式の設問で、2点以上の配点のある設問（要素）は、原則として採点基準に従い部分点を与えますが、採点基準に指示がない場合は、本文の趣旨と採点基準の考え方を踏まえた上で、配点の範囲内で適宜採点します。

一 (評論) 採点基準 (合計 45点)

☆二の現代文の配点は、「内容点」(ABC・・・)と「構造点」(XYZ・・・)で構成されます。また、内容点は各条件内に要素(①②③・・・)が3つ以上あり、得点がある場合、満点の範囲内で要素点が1点プラスされます。

問1 9点

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇1点

腎臓疾患の子供の腎臓移植を希望する場合に、

親子で血液型などの適合条件が満たされない時、〈A 2点〉

B①〇1点

B②〇1点

登録し、

適合条件を満たす別の登録者を探してもらい、〈B 2点〉

C①〇1点

C②〇1点

C③〇1点

C④〇1点

助かった子の親は、

他の登録者の子供に、

今度は自分の腎臓を提供するという

システム。〈C 4点〉

X 〈分析 2分けること〉 → A・B・Cのうち、2要素以上に〇 ↓ +1点

(内容 【8点】 +構造 【1点】 = 9点)

【構造点】

☆Xは、傍線部中の『腎交換ネットワーク』という社会システム」を説明すべく、Aの場合に、B、Cの〈矛盾〉しない二操作に〈分析 2分けること〉していく構造への評価である。A、B、Cの要素が少なくとも二種以上あればこの構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

【X 〈分析 2分けること〉 A・B・Cのうち、2つ以上〇 ↓ +1点】

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X (1点) は、右に示した要素を組み合わせ、また要素の意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A 「腎臓疾患の子供の腎臓移植を希望する場合に、親子で血液型などの適合条件が満たされない時、」〈2点〉
※ 傍線部の『腎交換ネットワーク』という社会システム」を説明するための前提となる条件。

① 「腎臓疾患の子供の腎臓移植を希望する場合に、」の要素 (1点)

○ 「腎臓疾患の子供に腎臓移植を受けさせたい場合に、」 「腎臓疾患を持つ子供に腎臓移植の手術を受けさせたい場合に、」などでも可○。

✕ 「腎臓疾患の子供の腎臓移植を希望する」のニュアンスの成分が入っていないならば✕。

② 「親子で血液型などの適合条件が満たされない時、」の要素 (1点)

○ 「親子で血液型などが適合しない時、」 「親子で血液型などの条件が適合しない時、」などでも可。

✕ 「親子の (血液型などの) 適合条件の不適合」の成分が入っていないならば✕。

✕ 「親子」の成分がない場合不可✕。

B 「登録し、適合条件を満たす別の登録者を探してもらい、」(2点)

※ 傍線部の「腎交換ネットワーク」という社会システム」を説明する一方の条件。

① 「登録し、」の要素(1点)

※ 「登録」の成分が入っていなければ✖。

② 「適合条件を満たす別の登録者を探してもらい、」の要素(1点)

○ 「条件が適合する他の登録者を見つけ出し、」「適合条件に合う他の登録者を探し出して貰い、」などでも可○。

※ 「適合条件の合う別の登録者を探す」のニュアンスの成分が入っていなければ✖。

C 「助かった子の親は、他の登録者の子供に、今度は自分の腎臓を提供するというシステム。」(4点)

※ 傍線部の「腎交換ネットワーク」という社会システム」を説明する他方の条件。

以下の4要素に分けて採点。満点(4点)内で、得点があれば要素点+1点(3要素以上があれば4点、2要素であれば3点、1要素であれば2点。要素が入っていなければ0点。)

① 「助かった子の親は、」の要素(1点)

○ 「移植を受けた子供の親は、」「救われた子どもの親は、」などでも可○。

※ 「助かった子の親」のニュアンスの成分が入っていなければ✖。

② 「他の登録者の子供に、」の要素(1点)

※ 「他の登録者の子供」のニュアンスの成分が入っていなければ✖。

③ 「今度は自分の腎臓を提供するという」の要素(1点)

○ 「お返しに自分の腎臓を提供するという」「逆に自らの腎臓を提供することになる」などでも可○。

※ 「今度は自分の腎臓を提供する」のニュアンスの成分が入っていなければ✖。

④ 「システム。」の要素(1点)

※ 「システム」のニュアンスの成分が入っていなければ✖。

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇1点

臓器提供者は受容者に比べ、圧倒的に少ないため、(A2点)

B①〇1点

B②〇1点

悪徳業者によって、密かに高額で臓器売買が行われ、(B2点)

C①〇1点

C②〇1点

C③〇1点

その臓器も貧困家庭の子供や政治犯などから、強制的に摘出されることもあるという 取引。(C3点)

X (分析〓分けること) ↓ A・B・Cのうち、2要素以上に〇 ↓ +1点

(内容【7点】+構造【1点】=8点)

【構造点】

☆Xは、傍線部中の『腎交換ネットワーク』という社会システム」を説明すべく、Aの場合に、B、Cの〈矛盾〉しない二操作に〈分析〓分けること〉していく構造への評価である。A、B、Cの要素が少なくとも二種以上あればこの構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

【X (分析〓分けること) A・B・Cのうち、2つ以上〇 ↓ +1点】

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)は、右に示した、条件を組み合わせた、また要素の意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A 「臓器提供者は受容者に比べ圧倒的に少ないため、」(2点)

※ 傍線部を説明するための前提条件。

① 「臓器提供者は受容者に比べ」の要素(1点)

○ 「臓器提供者は受容者よりも」「臓器受容者に比べたら提供者は」などでも可○。

× 「臓器提供者^受容者」のニュアンスの成分が入っていないと×。

② 「圧倒的に少ないため、」の要素(1点)

○ 「圧倒的に不足しているので、」「極端に少ないため、」などでも可○

× 「圧倒的に少ない」のニュアンスの成分が入っていないければ×

× 「圧倒的に」の成分が無く、「少ない」の身の場合は不可×。

B 「悪徳業者によって密かに高額で臓器売買が行われ、」(2点)

※ 傍線部を説明すべく、Aについて説明してゆく一方の条件。

① 「悪徳業者によって」の要素(1点)

○ 「悪徳業者が暗躍して」「悪徳業者の手によって」などでも可○

× 悪徳業者」のニュアンスの成分が入っていないければ×

② 「密かに高額で臓器売買が行われ、」の要素(1点)

○ 「秘密裏に臓器が高価で売買され、」「闇で臓器が高額で取引され、」などでも可○。

× 「密かに高額な臓器売買」のニュアンス成分が入っていないければ×。

× 「密かに」の成分が無い場合は不可×。

C「その臓器も貧困家庭の子供や政治犯などから強制的に摘出されることもあるという取引。」〈3点〉

※ 傍線部を説明すべく、Aについて説明してゆく他方の条件。

以下の3要素に分けて採点。満点(3点)内で、得点があれば要素点+1点(2要素以上があれば3点、1要素であれば2点。要素が入っていないければ0点。)

①「その臓器も貧困家庭の子供や政治犯などから」の要素(1点)

○「その臓器は貧困家庭の子どもからや政治犯から」「その臓器を貧困家庭の子どもや政治犯から摘出し」などでも可○。

×「臓器を貧困家庭の子どもや政治犯から」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

×「貧困家庭の子ども・政治犯」の両方の成分が必要。片方の成分が欠ける場合は不可×。

②「強制的に摘出されることもあるという」の要素(1点)

○「強制的な摘出もありうるという」「否応なしに摘出されうるという」などでも可○。

×「強制的な摘出」のニュアンス成分が入っていないければ×。

③「取引」の要素(1点)

×「取引」のニュアンスの成分が入っていないければ×。

問3 8点

(模範解答例)

A①○1点 A②○1点

多くの国では、見知らぬ人と臓器を交換するというタブーを乗り越え、理念的、実践的に多くの人命を

救済することを決定したが、〈A3点〉

B①○1点 B②○1点

日本では、未熟で狭量な精神のため、タブーを乗り越えられず、移植学会さえも交換腎移に否定的だった

から、〈B4点〉

X〈逆説〉AとBに○↓1点

(内容【7点】+構造【1点】=8点)

【構造点】

Xは、傍線部の理由を、「多くの国」と「日本」の〈矛盾〉する二条件B、Cに引き裂いて説明する〈逆説=矛盾を含むこと〉の構造への評価である。ここでは、Aの要素、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加算。

X〈逆説=矛盾を含むこと〉 Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点(の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加算する。

A「多くの国では、見知らぬ人と臓器を交換するというタブーを乗り越え、理念的、実践的に多くの人命を救うことを決定したが、」〈3点〉

※ 傍線部の理由説明をするための「多くの国」の条件。

以下の3要素に分けて採点。満点(3点)内で、得点があれば要素点+1点(2要素以上があれば3点、1要素であれば2点。要素が入っていないければ0点。)

①「多くの国では、」の要素(1点)

- 「世界の多くの国では、」「世界の(多くの)人々は、」などでも可○。
- ✖「多くの国(多くの人々)」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

②「見知らぬ人と臓器を交換する」というタブーを乗り越え、」の要素(1点)

- 「未知の人との臓器交換というタブーを克服し、」「かつて交流したことがない人と臓器を交換するという禁忌を乗り越えて、」などでも可○。
- ✖「見知らぬ人との臓器交換というタブーの乗り越え」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

③「理念的、実践的に多くの人命を救うことを決定したが、」の要素(1点)

- 「理念と実践の上で多くの人命の救助を決断したが」「思考と実施において多数の人命を助けることを可能としたが、」などでも可○。
- ✖「理念上(もしくは実践上)での多くの人命の救助」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。
- 具体的に理念や実践について記述した場合も可とする。

B「日本では、未熟で狭量な精神のためタブーを乗り越えられず、移植学会さえも交換腎移植に否定的だったから。」<4点>

※ 傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉する「日本」の条件。

以下の4要素に分けて採点。満点(4点)内で、得点があれば要素点+1点(3要素以上があれば4点、2要素なら3点、1要素であれば2点。要素が入っていないければ0点。)

①「日本では、」の要素(1点)

- ✖「日本」の成分が入っていないければ✖。

②「未熟で狭量な精神のため」の要素(1点)

- 「未成熟で心が狭いため」「未熟さと心の狭さのせいで」などでも可○。
- ✖「未熟さ、あるいは心の狭さ」のどちらかのニュアンスの成分が入っていないければ✖。

③「タブーを乗り越えられず、」の要素(1点)

- 「タブーの克服ができず、」「禁忌の乗り越えができず、」などでも可○。
- ✖「タブーの乗り越えの否定」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

④「移植学会さえも交換腎移植に否定的だったから。」の要素(1点)

- 「移植学会ですら交換腎移植に批判的だったから。」「移植学会においても交換腎移植に反対だったから。」などでも可○。
- ✖「移植学会さえも交換腎移植を否定」のニュアンスの成分が入っていないければ✖。

(模範解答例)

A①〇1点

A②〇1点

A③〇1点

アーレントは、

「ホロコースト」の首謀者アイヒマンを凡人と見切り、

凡人こそが権威に服従し、

A④〇1点

他人に同調して、愚行に駆り立てられるのだから、

ナチスドイツのような全体主義は

A⑤〇1点

いづれどこでも起こり得るとしたが、

B①〇1点

B②〇1点

ユダヤ人の被害意識を逆なでする考察とみなされ、

敵意を持って迎えられたから、

X〈逆説〉 AとBに〇→1点

(内容【7点】+構造【1点】=8点)

【構造点】

☆ Xは、傍線部に関して「アーレントが」ユダヤ社会から村八分にされた「理由を、〈矛盾〉する二条件A、Bに引き裂いて説明する〈逆説〉矛盾を含むこと」の構造への評価である。ここでは、Aの要素とBの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈逆説〉矛盾を含むこと Aの要素+Bの要素 〇1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A「アーレントは、『ホロコースト』の首謀者アイヒマンを凡人とみなし、凡人こそが権威に服従し、他人に同調して、愚行に駆り立てられるのだから、ナチスドイツのような全体主義はいつでもどこでも起こり得るとしたが、」〈5点〉

※ 傍線部の理由説明をするための一方の条件。

以下の5要素に分けて採点。満点(5点)内で、得点があれば要素点+1点(4要素以上があれば5点、3要素であれば4点、2要素であれば3点、1要素であれば2点、要素が入っていない場合は0点。)

①「アーレントは、」の要素(1点)

※「アーレント」の成分が入っていない場合は✕。

②「『ホロコースト』の首謀者アイヒマンを凡人とみなし、」の要素(1点)

○「ユダヤ人大量虐殺の首謀者アイヒマンをありふれた小役人風の人物と見切り、」「『ホロコースト』の首謀者であるアイヒマンを凡人でしかない」と認識し、「などでも可○。

※「『ホロコースト』の首謀者アイヒマンを凡人と見切る」のニュアンスの成分が入っていない場合は✕。

③「凡人こそが権威に服従し、他人に同調して、愚行に駆り立てられるのだから、」の要素(1点)

○「凡人だからこそ権威に盲従し、他者に同調して、愚行に走るものだから、」「凡人であるために権威に付き従い、他人に同調して、衝動的に愚行に及ぶものだから、」などでも可○。

※「凡人の権威への服従、他人への同調、愚行」のニュアンスの成分が入っていない場合は✕。

※凡人についての言及で3つある成分のうち、1つでも欠ける場合は不可とする。

④ 「ナチスドイツのような全体主義は」の要素（1点）

✕ 「ナチス（ドイツ）、全体主義」の成分が入っていないければ✕。

⑤ 「いつでもどこでも起こり得るとしたが、」の要素（1点）

○ 「時と場所を問わず起こり得ると述べたが、」「いつでもどこでも生起しうると考察してみせたが、」などでも可○。

✕ 「いつでもどこでも起こり得る」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

B 「ユダヤ人の被害意識を逆なでする考察とみなされ、敵意を持って迎えられたから。」〈2点〉

※ 傍線部の説明をするための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件。

① 「ユダヤ人の被害意識を逆なでする考察とみなされ、」の要素（1点）

○ 「ユダヤ人の被害者意識を逆に刺激するとみなされ、」「ユダヤ人の被害意識をわざわざ害するような言動とみなされ、」などでも可○。「被害者のユダヤ人には受け入れられない考え」などでも可。

✕ 「ユダヤ人の被害（者）意識を逆なでする」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

② 「敵意を持って迎えられたから。」の要素（1点）

○ 「敵意を持って対応されたから。」「敵としての扱いを受けたから。」などでも可○。
✕ 「敵意を持って迎えられる」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

(模範解答例)

A①○1点

A②○1点

アーレントの観察は、

独裁者のマインド・コントロールが衆愚を生むことから、

A③○1点

A④○1点

政治を民主か専制かという選択に留まらない 理論的問題とみなすべきことを示唆するが (A 4点)

B①○1点

B②○1点

ナチスに対する感情的タブーにも配慮して 真理追究をせざるをえないから。(B 2点)

X (逆説) AとBに○↓1点

(内容【6点】+構造【1点】=7点)

【構造点】

☆Xは、傍線部の理由を、「アーレントの観察」に関わる条件Aと、「ナチスに対する感情的タブー」に関わる条件Bという(矛盾)する二条件に引き裂いて説明する、(逆説=矛盾を含むこと)の構造への評価である。ここでは、A、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X (逆説=矛盾を含むこと) Aの要素+Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X(1点)は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A 「アーレントの観察は、独裁者のマインド・コントロールが衆愚を生むことから、政治を民主か専制かという選択に留まらない理論的問題とみなすべきことを示唆するが、」(4点)

※傍線部の理由説明をするための一方の条件(アーレントの考察)。

以下の4要素に分けて採点。満点(4点)内で、得点があれば要素点+1点(3要素以上があれば4点、2要素であれば3点、1要素であれば2点、要素が入っていないければ0点。)

①「アーレントの観察は、」の要素(1点)

※「アーレントの観察」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

②「独裁者のマインド・コントロールが衆愚を生むことから、」の要素(1点)

○「独裁者によるマインド・コントロールが愚かな大衆生み出すことから、」「独裁者が目論むマインド・コントロールから衆愚が作り出されることから」などでも可○。

✕「独裁者のマインド・コントロールによる衆愚の発生」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

③「政治を民主か専制かという選択に留まらない」の要素(1点)

○「政治を民主か独裁かの選択の問題に還元できない」「政治は民主か専制かの選択の問題では済まされな

い」などでも可○。

✕「政治を民主か専制の選択とすることへの否定」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

④「理論的問題とみなすべきことを示唆するが、」の要素(1点)

○「理論的問題と考えるべきことを示唆するが、」「理論的問題として処理すべきことを暗示するが、」などでも可○。

✕「理論的問題とみなすべきことを示唆」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

B 「ナチスに対する感情的タブーにも配慮して真理追究をせざるをえないから。」〈2点〉

※傍線部の理由説明をするための、Aとは〈矛盾〉する他方の条件（ナチスに対する感情的タブー）。

①「ナチスに対する感情的タブーにも配慮して」の要素（1点）

- 「ナチスへの感情的なタブーをわきまえた上で」「ナチスを憎む感情的な禁忌にも考慮して」などでも○。
✕「ナチスに対する感情的タブーへの配慮」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。「タブー」の成分が必要）

②「真理追究をせざるをえないから。」の要素（1点）

- 「真理追究を模索していかなければならないから。」「真理追究の試行錯誤をしていかなければいけないから。」などでも○。
✕「真理追究」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

問6 5点

（模範解答例）

A①○1点 A②○1点

邪悪な権威者が「一般市民の同調の感情を利用すること」で、〈A2点〉

B①○1点

B②○1点

日常のハラズメントとして、 全体主義の脅威が身近に起こり得ること。〈B2点〉

X〈分析〉AとBに○↓1点

〔内容〕4点〔＋構造〕1点〔＝5点〕

【構造点】

☆Xは、傍線部に関して筆者が「注意」すべきこととしている内容を、〈因果関係〉を構成する〈矛盾〉しない二条件A、Bに〈分析〉分けることとして説明していく構造への評価である。ここではA、Bの要素がそれぞれ一つ以上あれば、この構造の骨組みが成立しているとみなして1点加点。

X〈分析〉分けること Aの要素＋Bの要素 ○1点

◎ 採点のポイント

※内容点の採点のポイントは以下のとおり。ただし、【構造点】X（1点）は、右に示した要素を組み合わせた意味内容が成立している場合にのみ加点する。

A 「邪悪な権威者が一般市民の同調の感情を利用すること」で、〈2点〉

※傍線部に関して筆者が「注意」すべきこととしている内容を、〈因果関係〉で説明してゆく〈因〉の条件。

①「邪悪な権威者が」の要素（1点）

- ✕「邪悪な権威者」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

②「一般市民の同調の感情を利用すること」で、〈2点〉

- 「一般市民の同調感情を利用してコントロールし、」「一般市民の同調感情を悪用することによって、」などでも可○。

- ✕「一般市民の同調感情の利用」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。（一般市民・同調感情の両方が必要）

B 「日常のハラスメントとして、全体主義の脅威が身近に起こり得ること。」〈2点〉

※傍線部に関して筆者が「注意」すべきこととしている内容を、〈因果関係〉で説明してゆく〈果〉の条件。

① 「日常のハラスメントとして、」の要素 (1点)

○ 「よくありがちなハラスメントとして、」「ありふれたハラスメントとして」などでも可○。

✕ 「日常のハラスメント」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

② 「全体主義の脅威が身近に起こり得ること。」の要素 (1点)

○ 「全体主義の脅威が身近なものとしてあること。」「全体主義の脅威が非日常的なものではないこと。」などでも可○。

✕ 「全体主義の脅威が身近にあること」のニュアンスの成分が入っていないければ✕。

二 (古文) 採点基準 (文 30点)

問1 各2点×4＝8点

「傍線部①」「いとびんなかめりしかば」の現代語訳。

A○1点

B○1点

(模範解答例) たいそう都合が悪い ようであつたので 【2点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「たいそう都合が悪い」(1点)

※ 「いとびんなか」の解釈

○ 「たいそう」＋「不都合だ」「不便だ」「具合が悪い」の意味。完答。

B 「ようであつたので」(1点)

※ 「めりしかば」の解釈。

○ 「めり」の推定(めり)＋過去＋「已然形＋ば」原因の意味。完答。

「傍線部②」「念じて、帰りごと書く」の現代語訳。

A○1点

B○1点

(模範解答例) 我慢して、夫への返事を書く 【2点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「我慢して」(1点)

※ 「念じて」の解釈

○ 「我慢する」＋接続助詞「て」の解釈。

B 「夫への返事を書く」(1点)

※ 「帰りごと書く」の解釈。

○ 「手紙の返しを書く」「夫への」返事を書く「のような解答。

※ 「手紙を書く」は×。「帰りごと」＝「返事」であることがわからなければ不可×。

「傍線部③」「なほしきこええず」の現代語訳。

A○1点 B○1点

(模範解答例) もう何も 申し上げ ない。【2点】

☆各加点要素の加点の条件

A「もう何も…ない」(1点)

※「なほに…ず」の解釈

○「さらに…打ち消し」の全部否定。「決して…まったく…少しも…これ以上は…もう二度と」なども正解。

B「申し上げ」(1点)

※「きこえ」の解釈。

○「申し上げる」「言ふ」の謙譲語(

「傍線部④」「よろずい」とことわりにはあれど」の現代語訳。

A○1点 B○1点

(模範解答例) すべてが 道理ではあるけれど。【2点】

☆各加点要素の加点の条件

A「すべてが」(1点)

※「よろず」の解釈

○「全部が」でも可。

B「道理ではあるけれど」(1点)

※「ことわりにはあれど」の解釈。

○「ことわり(理)」の解釈+逆接。「もちろんのことであるが」でも可。完答。

問2 4点

※「さきのやうにくやしきこともこそあれ。なほしばし身を去りなむ」の現代語訳

A○1点 B○2点

(模範解答例) 以前のよほど 後悔するような ことがあったら困る。

C○1点

やほりしてはびく居なへなうてしてはびく。【4点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「以前のよう」(1点)

※ 「さきのやうに」の現代語訳。

○ 「前々(から)のよう」でも可。

B 「後悔するようなことがあったら困る」(2点)

※ 「くやしきこともこそあれ」の現代語訳。

○ 「もこそ」の箇所が「したら困る」と訳してあること。「後悔する」は「残念だ」「悔しく感じる」でも可。

C 「やはりしばらく居なくなってしまうおう。」(1点)

※ 「なほしばし身を去りなむ」の現代語訳。

○ 「なほ」が「やはり」と訳してあること＋「なむ」が完了＋意志の意味(うてしまおう)になっていること。両方そろって○。

○ 「やはり身を隠してしまおう」などでも可。

○ 「身を去り」の部分は、「身を隠す」「家から出かける」などでも可。

※ 「出家する」は、そこまでは言及されていないので不可✕。

問3 4点

※ 「いづくへも」の歌の「山ぶみしてもとはれざれけり」をふまえて筆者の心情を具体的に説明する。

A ○1点

(模範解答例) 筆者が西山寺に籠ってしまっても

B ○2点

日頃通いの途絶えた夫兼家が心配して尋ねてくることなどありえないだろう

C ○1点

【4点】

☆各加点要素の加点の条件

※ A・Bは単独採点。CはA・Bに得点がある場合のみ採点できる。

A 「筆者が西山寺に籠ってしまっても」(1点)

※ 「山ぶみしても」をふまえた説明。

○ 筆者の山籠もりという内容であること。

✕ 「出家したとしても」は不可。暗にはのめかしてはいるが、ここでは「出家する」と言っていない。

✕ 「たとえ西山寺に籠ったとしても」という内容になっていること。「籠ると」のような表現は✕。

B 「日頃通いの途絶えた兼家が心配して尋ねてくることなどありえない」(2点)

※ 「とはれざれけり」をふまえた説明。

○「夫兼家が来訪することはない、の内容であること。

C「ということ。」(1点)

※文末処理。ただしこの箇所だけ正解の答案には加算無し。

問4 4点

※「はやくものしぬ。追ひてなまかるべき」で述べられている内容を「ものし」「まかる」の内容を明示して説明する。

A〇1点

B〇2点

(模範解答例)

母は先に西山寺に行ってしまったっており、その後を追って道綱自身も参るつもりである

C〇1点

ということ。【4点】

☆各加算要素の加算の条件

※A・Bは単独採点。CはA・Bに得点がある場合のみ採点できる。

A「母は先に西山寺に行ってしまったっており、」(1点)

※「ものし」の具体的内容

○母は自分(道綱)よりも先に(西山)寺に行っているという内容であること。

○「母に追いつくように」などでも可○。

B「その後を追って道綱自身も参るつもりである」(2点)

※「まかる」の具体的内容

○母の後を追って道綱も寺に行こうとしている「という内容であること。

C「ということ。」(1点)

※文末処理。ただしこの箇所だけ正解の答案には加算無し。

問5 各1点×2＝2点

(2)・(5)

ア 打消推量の助動詞「じ」の終止形

イ 現在推量の助動詞「らむ」の連体形

※それぞれ完答。この解答以外は認めない。

問7 4点

※傍線部D「あさましやのどかにたのむとこのうらを打ち返しける波の心よ」の歌で、誰のどのような行為について「あさまし」と感じたのか、和歌の内容を踏まえて説明する。

A○1点 B○2点

C○1点

(模範解答例) 筆者の、兼家の信頼を裏切るかのように 突然実家を後にして西山寺に籠ってしまった 行為。【4点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「筆者の」行為」(1点)

※ 「誰の行為」にあたる内容。

○ 文頭と文末の形。文末はうまく処理されていれば、「行為」という語でなくてもよい。

○ 「筆者の」は文頭である必要はない。解答内で説明されていればよい。

B 「兼家の信頼を裏切るかのように」(2点)

※設問条件の、和歌の「のどかにたのむとこのうらをうち返しける(＝心穏やかにあなたのことを頼みにしていたのに、寝床の裏をひっくり返すように私の思いを裏切ってしまう)」をふまえた部分。

※ 「行為」の意味づけにあたる内容。

○ 「夫兼家の願いとは裏腹に」という内容であればよい。

○ 具体的に「兼家は会いたい(願い)」と思っていたのに(それを裏切るように)「というような書き方でもよい。

※ 本文の内容としては間違っていないことが書かれていても、設問条件の、Dの「和歌の内容をふまえて」いないものは、Bは得点できない。(例)「筆者が」出家をほめかす」など

C 「突然実家を後にして西山寺に籠ってしまった」(1点)

※ 「どのような行為」の具体的な内容。

○ 「寺に籠ってしまった」という内容であること。

※ 「身を隠す」のみの解答など、「山・寺に籠る」という内容まで言及できていないものは不可。

三 (古文) 採点基準 (30点)

問1 各3点×3＝9点

「傍線部①」「物見にはえ過ぐしたまはで参りたまふ」の現代語訳。

A○1点

B○1点

C○1点

(模範解答例)

桜の宴を

見物しないのでいらっしやる(どが

おどきなさらず参上なされる)。

【2点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「桜の宴を」(1点)

※ 「物見には」にあたる内容。

○ 「物見」が「花見」・「桜の宴」と訳してあること。「見物」のみではダメ。「桜の見物」なら良い。

B 「見物しないでいらっしやる」(1点)

※ 「過ぐしたまは」にあたる内容。

○ 「過ぐす」が「(桜の宴を) 見物しない(まま)で」というふうに訳してあること。

○ 「たまふ」が文末にもあるので、現代語訳した場合、こちらの「たまふ」(尊敬)は訳出していなくても不問とする。

C 「おどきなさらず参上なされる」(1点)

※ 「え…打消し(で) 参りたまふ」にあたる内容。

○ 不可能+謙讓+尊敬の3ポイント完答で○。

「傍線部②」「探韻たまはりて文作りたまふ」の現代語訳。

A○1点

B○2点

(模範解答例)

課題となる韻字をいただいて、漢詩をおつくりになる。【3点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「課題となる韻字をいただいて」(1点)

※ 「探韻たまはりて」にあたる内容。

○ 「探韻」の注「課題となる韻字」を生かし、「たまわり」が「いただく」と訳してあること。

○ 「課題となる」の部分は無くとも「韻字」の説明があれば可。

× 「探韻」のままは不可×。

B 「漢詩をおつくりになる」(2点)

※ 「文作りたまふ」にあたる内容。

- 「文作り」が「漢詩を作る」、＋尊敬 になっていること。
✕ 「文」が、「文」のままや「和歌」の場合は不可✕。

「傍線部③」「楽どもなどは、さらにもいはず調へさせたまへり」の現代語訳。

A ○2点

B ○1点

(模範解答例)

舞楽などは言うまでもなく

準備して整えていらつしやうた。

【3点】

☆各加点要素の加点の条件

A 「舞楽などとは言うまでもなく」(2点)

※ 「楽どもなどは、さらにもいはず」にあたる内容。

○ 「楽」はそのまま「楽」でも可。「舞楽・音楽・楽器の音律」なども可。「さらにもいはず」「は」「いうまでもなく」と訳してあること。

B 「準備して整えていらつしやうた」(1点)

※ 「調へさせたまへり」にあたる内容。

- 「用意して整えさせていらつしやうた」でも可能。
○ 「前もって準備する」(調え)のニュアンス＋尊敬(させたまへ)＋完了(存続)(り)の意味。完答。
○ 「させたまへ」を尊敬＋尊敬ではなく、使役＋尊敬で「させていらつしやる」としていても○とする。

問2 2点

り

※ 「り」以外は全て不可✕。

問3 各2点×2＝4点

X 〓 (1)

Y 〓 (2)

問4 5点

※傍線A「恥づかしく」は、誰がどのようなことについて「恥づかしく」感じたのかを説明する。

(模範解答例)

A〇2点

B〇1点

C〇1点

五位に満たないような身分の低い人が、高貴な人を目の当たりにしたことに加えて 帝や皇太子の学問の

D〇1点

才能の素晴らしさに触れた ことについて。【5点】

☆各加点要素の加点の条件

※A～Cは単独採点。DはA～Cに得点が無い場合、得点できない。

A「五位に満たないような身分の低い人」(2点)

※設問条件の「誰が」にあたる部分。

○「地下の人」の具体的な位置について言及されていること。注の利用。

B「高貴な人を目の当たりにした」(1点)

※「どのようなこと」の内容①

○「地下の人」より身分の高い人の才能のすばらしさに触れてあること。

C「帝や皇太子の学問の才能の素晴らしさ」(1点)

※「どのようなこと」の内容②

○身分の高い帝や皇太子の才能の類のないすばらしさについて触れてあること。

D「ことについて。」(1点)

※内容説明の文末処理。ただしこの箇所だけ正解の答案には加点無し。

○「～ことについて恥づかしく思った。」などでも可。

○「気後れしている。」というニュアンスの解答も可とする。

問5 5点

※傍線部B「似るべきものなく」とは、誰のどのような様子を表したものを文脈に即して説明する。

(模範解答例)

B〇2点

A〇1点 C〇2点

ゆったりと袖をひるがえしながら舞を舞う 光源氏の、他に比べる者がいないほどのすばらしい 様子。

【5点】

☆各加点要素の加点の条件

※B・Cは単独採点。AはB・Cに得点が無い場合、得点できない。

A「光源氏のく様子」(1点)

※設問に応じた答え方。ただしこの箇所だけ正解では加点無し。

○「様子」は「姿」などでもよい。

B「ゆったりと袖をひるがえしながら舞を舞う」(2点)

※「似るべきものなく」の具体的は描写。直前の「のどかに、袖かへすところを、一をれ気色ばかり舞ひたまへるに」をふまえる。

○ゆったりと袖を翻すという光源氏の舞の描写。古文の「のどかに」にあたる箇所は「ゆったりと」「落ちていて」「余裕のある様子で」「優雅に」なども可。

△「(光源氏の) 舞を舞う(様子)」という内容だけで「ゆったりと」+「袖を翻す」という具体的な描写が無いものは△1点。

C「他に比べる者がいないほどのすばらしい」(2点)

※「似るべきものなく」の解釈。

○「比類のない」でも可。

問6 5点

※傍線部Cの「心づかひやし」とは、誰のどのような行為を表したものを説明する。

(模範解答例)

A〇1点

B〇2点

C〇2点

頭中将の、桜の宴で舞を舞うようなことになるかもしれないと思つて 前もつて舞の鍛錬をしていた

という行為 【5点】

☆各加点要素の加点の条件

※B・Cは単独採点。AはB・Cに得点が無い場合、得点できない。

A「頭中将のく行為」(1点)

※設問に応じた答え方。ただしこの箇所だけ正解では加点無し。

○ 「行為」は「こと」などでもよい。

B 「桜の宴で舞を舞うようなことになるとはならないと思って」(2点)

※頭中将の、「行為」にいたる理由。傍線部の「かかる事もや、と心づかひやしけむ」を「かかる事」を具体化して解釈した部分。

○ 「舞を所望される」なども可。

○ 自分(頭中将) が桜の宴で舞を舞う可能性があるだろうと思っている旨が説明できていれば可。

C 「前もって舞の鍛錬をしていた」(2点)

※ 「どのような行為」にあたる部分

○ 「舞の鍛錬(練習・準備)をしてきた」という内容が説明できていれば可。

○ 「前もって」の部分はなくとも可。

〔四〕(漢文) 採点基準 (合計 45点)

問 1 各3点×3＝9点

〔傍線部①〕「将重其法」をすべてひらがなで書き下す。

A ○2点 B ○1点

(模範解答) まさに そのほふ(ほう)をおもくせ んとす【3点】

- ※すべてひらがな指定。ひらがな以外が混じっていたら、全体×0点。
- ※句点「。」の有無は問わない。

☆各加点要素の加点の条件

A 「まさにんとす」(2点)

※再読文字「将」の読み方

- ※一字でも誤りがあれば×A加点なし、0点。
- 「ん」が「む」になっている場合は許容。

B 「そのほふ(ほう)をおもくせ」(1点)

- 「はふ(ほう)」を「ほふ」「はう」としているものは許容する。
- 「おもくせ」を「おもんぜ」としているものは許容する。
- ※他は一字でも誤っていれば要素B加点なし(0点)。

〔傍線部②〕「可失乎」をすべてひらがなで書き下す。

(模範解答) うしなふ(う)べけんや【と】【3点】

- ※すべてひらがな指定。ひらがな以外が混じっていたら、全体×0点。
- ※句点「。」の有無は問わない。
- ※文末の「と」の有無は問わない。

☆各加点要素の加点の条件

- ▲「しつ(つ)すべけんや」は1点減点(2点)。
- ▲「うしなふ(う)べからんや」は2点減点(1点)。
- ▲「うしなふ(う)べけん」は2点減点(1点)。
- ※他は一字でも誤っていれば×0点。

「傍線部⑤」「当退」をすべてひらがなで書き下す。

A ○2点 B ○1点

(模範解答) まさに しりぞく て ど 【3点】

※すべてひらがな指定。ひらがな以外が混じっていたら、全体 ✕0点。

※句点「。」の有無は問わない。

※文末の「と」の有無は問わない。

☆各加点要素の加点の条件

A 「まさにくべし」(2点)

※再読文字「当」の読み方

✕一字でも誤りがあれば ✕A 加点なし、0点。

B 「しりぞく」(1点)

※「退」の読み

○「ひく」と読んでいるものも許容する。

✕他は一字でも誤っていれば要素B 加点なし(0点)。

問2 4点

※「二人」は、どのような行為が発覚して捕らえられたのかを説明する。

A ○2点

B ○2点

(模範解答) 質の悪い貨幣を質の良い貨幣と交換して流通させたこと。

☆各加点要素の加点の条件

○「悪銭(あくせん)を以(も)つて好(よ)きに易(か)ふる」の解釈「質の悪い貨幣を質の良い貨幣と交換する」が説明できていれば可とする。

○「質の良い貨幣を質の悪い貨幣と交換する」という語順でもよい。

▲ただし、この部分が説明できていても、他の部分で、明らかな誤りを含んでいる場合は1点減点。

○「質の悪い貨幣を質のよいものと交換する」という書き方でも可。

○「交換する」は「替える(換える)」「両替する」でも可。

▲「質の悪い貨幣」と「質のよい貨幣」のどちらか一方が欠けているもの(例「質の悪い貨幣と交換した」と「質の良い貨幣を交換した」と)などは ▲2点減点。

✕「易」||「交換する・換える(代える・替える・変える・両替する)」が表現できていないものは ✕。

問2 || 0点。

- 「質の良い(悪い)」「は」「良い(よい)」「悪い(わるい)・よくない」のみでも可。
- 「質のよい貨幣」を、「隋王朝の鑄造した貨幣」としているものは可とする。
- 「貨幣」は、「お金」「銭」「貨」「通貨」も可とする。つまり、「質の良い(悪い)貨幣」を「良銭(悪銭)・良貨(悪貨)」としているものも可。
- ▲ただし、「貨幣」を「金」(gold)ともとれるから)としているものは▲1点減点(答案中に何度使っても減点は1点)。

▲また「貨幣」を「紙幣(お札)」としているものは▲2点減点。(答案中に何度使っても2点減点)。

問3 6点+7点=13点

(1) 6点

※「欲妄殺人、豈得不関臣事」を漢字仮名まじりの書き下し文に改める。

A○1点 B○2点 C○2点 D○1点 C

(模範解答) 妄りに人を殺さんと欲するは、豈に臣の事に関はりざるを得んや。【6点】

(みだりにひとをころさんとほつ)「つ」するは、あにしんのかかは「わ」らざるをえんや(わ)

☆各加点要素の加点の条件

※句読点の有無は問わない。

○漢字を一部もしくは全部ひらがなで表記しているものも、読み方が正しければ可とする。

※語順を一か所でも間違っているものは、問3全体×0点。

A「妄りに「みだりに」(1点)

○解答例のみ正解。

B「人を殺さんと欲するは「ひとをころさんとほつ)「つ」するは「(2点)

- 「殺さん(ころさん)」「は」「殺めん(あやめん)」「も可とする。
- 末尾の「は」はなくても可。「ほつ)「つ」する、く)も可。
- 「ほつ(つ)するは「は」「ほつ(つ)することは「ほつ(つ)すること、」も可とする。
- 「ほつ(つ)するは「は」「ほつ(つ)せば「ほつ(つ)すれば」も可とする。
- ▲「ほつ(つ)するは「ほつ(つ)する、く)を、(「ほつ(つ)すは「ほつ(つ)す、く)としているものは要素B 1点減点。「る」がぬけている場合)
- ※他は一字でも誤りがあれば要素B 加点なし(要素B = 0点)。

C「豈にくを得んや」「あにくえんや」(2点)

- 「豈に」の送り仮名「に」を表記せず「豈」のみであるものも許容する。
- ▲送り仮名「を」がないもの、あるいは別の送り仮名を送っているものは要素C 1点減点。
- 「得んや(えんや)」「の」「や」がなく、「得ん(えん)」としているものは可。
- ▲「得んや(えんや)」「得ん(えん)」を「得るや(うるや)」「得る(うる)」としているものは要素C 1点減点。

※他は一箇所でも誤りがあれば要素C加点なし(要素C＝0点)。

D「臣の事に関は(わ)むぎむる」「しんのことどかかは(わ)むぎむる」(1点)

○漢字仮名交じりの答案の場合、「関わ(は)らざる」の送り仮名は、「関らざる」も可とする。

※他は一字でも誤りがあれば要素D加点なし(要素D＝0点)。

(2) 7点

※「欲妄殺人、豈得不関臣事」を現代語訳する。

☆○※ A○1点 B○2点 C前半○ D○2点

(模範解答) 皇帝が むやみに 人を殺そうとすることが、どうして 私の職務に関係ないとすることが

C後半○2点

むぎましようか、いやむぎません。【7点】

☆各加点要素の加点の条件

※句読点の有無は問わない。

○同意表現可。ニュアンスが合っていれば可とする。

☆「皇帝が」(0点)※加点要素としない。○で0点。※の場合、1点減点

○主語の補いはなくても可。

○補っている場合、「皇帝」「文帝」「上」「あなた(二人称代名詞)」としても可

▲補った主語が明らかに誤っている場合は、▲1点減点。

A「むやみに」(1点)

※「妄りに」の解釈

○「法によって殺すことが許されていないのに、皇帝の独断で(殺す)」という意味にとれる表現なら可。

○「むやみやたらに」「みだりに」「好き勝手に」「勝手に」「法に反して」「不法に」なども可。

B「人を殺そうとすることが」(2点)

※「人を殺さんと欲するは」の解釈

○「人を殺そうとするのが」も可。

○「人を殺そうとする」は、「人を殺そうとしている」も可。

▲「人を殺そうとする」を、「人を殺そうとした」と過去形にしているものは要素B 1点減点。

○「が」「は」「を」でも可とする。

○仮定文として、「(もし) 人を殺そうとしたら」「(もし) 人を殺そうとするならば」のようにしているものも可とする。

○「人を殺そうとするのに」「人を殺そうとしているのに」も可とする。

※「人を殺す」が正しく訳せていないものは要素B加点なし(要素B＝0点)。

○「人」を、「死刑にすべきでない人」のような補いをしているものは可とする。

▲ただし、「無実の人」としているものは要素B 1点減点。

○「殺す」は、「死刑にする」「処刑する」「死罪とする」「(死刑・死罪を適用する)」としても可。

- ※ただし「殺人罪とする」「殺人罪を適用する」は不可。要素B加点なし。
- ※「欲」(〜しようとする)を訳していないもの(人を殺すことが)は要素B加点なし(要素B=0点)。
- ▲「欲」を、「ほしがる」の意で訳しているもの(「人を殺すことを求める」「人を殺したがる」など)は、要素B 1点減点。

C「どうして〜できましようか(できるだけろうか)いや、〜できません(できない)」「(2点)

※「豈に〜を得んや」の解釈。

- 敬語で訳していなくてもよい。
- ▲「どうして〜か」のみで、「いや〜」の部分がないものは要素C 1点減点。
- 「どうして〜か」がなく、「(いや)〜」のみであるものは可とする。
- 「どうして」は「なぜ」も可。
- ▲「豈」の訳が不適当なものは要素C 1点減点。
- ▲「得」を「〜できる(可能)」の意味で解釈していないものは要素C 1点減点。
- 「〜られようか」「〜といえるだろうか」「〜といえようか」などは可とする。
- 「〜だろうか」の「〜だろう(推量)」はなくても可とする。
- 「どうして〜だろう」(文末の「か」がないもの)も可とする。

D「私の職務に関係ない」とすることが「(2点)

※「臣の事に関はらざる」の解釈

- ※「臣」を「私(一人称代名詞)」「自分」の意味で訳していないものは要素D加点なし(要素D=0点)。
(「大臣」「臣下」「趙綽」などは不可。皇帝の臣下であっても、王の言動に関係ない者もいるから、「臣下」は不可。)
- ▲「事」を「職務」「仕事」の意味で訳していないものは要素D 1点減点。
- 「大理少卿である私」「裁判・刑罰(法)を司る身である私」のように、「臣」を一人称代名詞で解釈したうえで、「職務」を具体化しているものは可とする。
- 「関はらざる」は「無関係である」「関わらない」などでもよい。
- ▲「関はらざる」の解釈が誤っているものは要素D 1点減点。
- ▲「私に関係ない事」という訳し方は要素D 1点減点。この文の「事」はあくまでも「臣||趙綽」の職務のことを指している。

※傍線部⑥「啜羹者、熱則置之。」で、文帝はこの表現によって趙綽にどのようなことを伝えようとしたと思われるか説明する。

A〇1点 B〇1点

C〇2点

(模範解答) 諫言が 相手を怒らせたことに気づいたら、それ以上何も言わないほうがよいということ。

【4点】

☆加点の条件

A「諫言が」(1点)

※「羹を啜る」の解釈

○諫言する・諫言して・諫言する者は・諫言が など。

○目的語(「他人を・皇帝を・文帝を」など)を補っていても可。

○「批判(する)」「非難(する)」「意見(を言う)」「発言(する)」「相手の行為を止めようとする」「注意する」なども可。

※ただし「奏上する」のように、必ずしも自分の意見や批判を意味しないものは要素A加点なし(要素A〇0点)。

B「相手を怒らせたことに気づいたら」(1点)

※「熱ければ」の解釈

○「相手を怒らせる」は、「(相手が)怒る」という書き方でも可。

○「怒る」要素がなく、単に「拒絶する」「受け入れられない」としているものも許容する。

○「気づいたら」の要素がなく、「相手を怒らせたら」のような書き方のみでも可。

○「相手」は、「皇帝」「文帝」「私」なども可。

C「それ以上何も言わないほうがよい」(2点)

※「之を置く」の解釈

○「それ以上何も言わない」は、「相手を怒らせた行為をやめる」という意味であれば可とする。「引き下がる」なども可。

▲右の要素がなく、「諫言(批判)」を続けるとますます相手を怒らせ、自分がひどい目にあう」ことに触れているものは要素C1点減点。

※「何もせずにしばらく待つ」と解釈しているものは要素C加点なし。(文脈上、この文帝の発言は、「諫言を聴く気はないからやめろ」と言っているものであり、「後で諫言しろ」と言っているわけではない。)

※「(怒った相手を) 放っておく」の意で解釈しているものは要素C加点なし(要素C〇0点)。諫言しようとしていた者が、その行為を中止(断念)すべきだということをやっているものであり、最初から何もするなど言っているのではない。

※「それ以上何も言わない」「相手を怒らせた行為をやめる」の要素も、「諫言を続けると自分がひどい目にあう」という要素のどちらも欠けているものは要素C加点なし(要素C〇0点)。

○「〜ほうがよい」は、「〜べきだ」「〜ねばならない」のような表現でも可。

▲「〜ほうがよい」「〜べきだ」の要素が欠けているものは要素C1点減点。

※傍線部⑦「天子之威、欲相挫耶」は、趙綽のどのような行為に対する言葉かを、文章の内容に即して、具体的に八十字以内で説明する。

A○2点

(模範解答) 文帝が杖刑に相当する罪人を独断で死刑にするのは

B○2点

法に反することで許されないとして中止させようとし、

C○1点

D○2点

それを文帝に拒絶されても 自分の主張を貫き通した行為。 【7点】

☆各加点要素の加点の条件

▲文末の句点がないものは全体から▲1点減点。

▲文末表現は基本的には問わない。ただし、「どのような点を戒めとしなければならぬ」と思っているのか」という設問形式に明らかにそぐわない文末表現(「くから」など)は全体から▲1点減点。

A「文帝が杖刑に相当する罪人を独断で死刑にするのは」(2点)

○主語(「文帝」)はなくても可。

○主語を書いている場合、「文帝」は「皇帝」「帝」「天子」でも可。

▲要素Aまたは要素Bのどちらかで、「処刑が法の規定通りでない」「処刑は王の独断による」ことが表現されているものは、あるいは趙綽が王に反対する理由が法の守らなければならないことであることを表現されているものは▲全体から1点減点。

B「許されないとして中止させようとし」(2点)

○「要素Aの行為を批判した」「要素Aの行為を止めようとした」「要素Aの行為を諫めた」ことが表現されていれば可。「減刑を説く」などでも可。

▲要素Aまたは要素Bのどちらかで、「処刑が法の規定通りでない」「処刑は王の独断による」ことが表現されていないもの、あるいは趙綽が王に反対する理由が法の守らなければならないことであることを表現されていないものは▲全体から1点減点。

C「文帝に拒絶されても」(1点)

○「文帝(皇帝)に拒絶された」「文帝の怒りを買った」意味であれば可。

○「文帝に」にあたる表現はなくても可とする。

D「自分の主張を貫き通した」(2点)

○「自分の主張を曲げなかった」ことが表現できていれば可。

※なお、第一段落の内容(盗賊を禁じるために法を重くしようとした皇帝を趙綽が諫めたこと)は、加点要素とはしない。ただし、答案に含めていても減点とはしない。

問6 各1×3＝3点

a＝しばしば

b＝「じぶ」じく

c＝こたへ(え)て

※解答例のみ正解

※「すべてひらがな」で答えていないものは✖0点。

問7 1点×3＋1点×2＝5点

(1) 1点×3＝3点

(ア) (エ) (ク)

☆各加点要素の加点の条件

○正解一つにつき1点を与える。

▲不正解一つにつき1点減点する。

※ () の有無は問わない。

〔採点例〕

(ア) (エ) (ク)

∴1点×3＝3点

(ア) (エ)

∴1点×2＝2点

(ア) (イ) (エ) (ク)

∴1点×3＝3点、減点1点＝2点

(ア) (イ) (カ) (コ)

∴1点×1＝1点、減点3点＝0点

(2) 1点×2＝2点

(イ) (エ)

☆各加点要素の加点の条件

○正解一つにつき1点を与える。

▲不正解一つにつき1点減点する。

※ () の有無は問わない。